

創業の精神・環境綱領・経営理念・環境報告原則

創業の精神

リコーグループの創業の精神である「三愛精神」は、創業者の市村清によって定められたものです。市村清は「人は、愛の深まりと広がりとともに、世界の全人類、すべての動植物、ありとあらゆるものを自分と同じように愛するようになる」と述べています。これは、環境経営の実現を目指すリコーグループの原動力となるものです。

人を愛し、国を愛し、勤めを愛す —三愛精神—

経営理念

リコーの経営理念は、創業の精神「三愛精神」に基づいて、1986年に定められたものです。高度情報化社会の進展や価値観の多様化など、変革の時代にふさわしい社風や企業体質を醸成・育成するために制定されました。

私たちの使命 人と情報のかかわりの中で、世の中の役に立つ新しい価値を生み出し、提供しつづける

私たちの目標 信頼と魅力の世界企業

- 私たちの行動指針**
 - ・自ら行動し、自ら創り出す(自主創造)
 - ・相手の立場にたって考え、行動する(お役立ち精神)
 - ・会社の発展と個人の幸福の一一致をはかる(人間主体の経営)

環境綱領

リコーは、経営理念に基づいて1992年に環境綱領を制定し、1998年、2004年に改定を行いました。環境綱領は、環境経営の実現を目指すリコーのコミットメントとして位置付けられ、ホームページなどでも広く社会に開示されています。また、リコーグループ各社は、本綱領に準じた規範を、業態などに応じて別途策定し、運用しています。

基本方針

リコーグループは、
環境保全は我々地球市民に課せられた
使命と認識するのみならず、
環境保全活動と経営活動を同軸であるととらえ、
自ら責任を持ち、全グループをあげてその活動に取り組む。

行動指針

- 1.国内外の法規制の遵守はもとより、自らの責任において、社会の期待を考慮した環境負荷低減の目標を設定し、その実現を通じて経済価値の創出に努めていく。
- 2.環境負荷低減を可能にする技術革新の推進に努め、その技術を積極的に活用していく。
- 3.すべての事業活動において環境への影響を把握し、全員参加で汚染予防や、エネルギーおよび資源の有効利用について継続的改善を行っていく。
- 4.商品とサービスの提供にあたっては、調達・生産から販売・物流・使用・リサイクル・廃棄に至るすべての段階における環境負荷の低減に努めていく。
- 5.一人ひとりが広く社会に目を向け、積極的な学習を通して意識向上を図り、自ら責任を持って環境保全活動を進めていく。
- 6.あらゆる国や地域において、社会との連携を密にし、積極的な情報開示、環境保全活動への参画・支援によって、広く社会に貢献していく。

1992年2月制定 2004年10月改定

環境報告原則(本文)

リコーは2001年度、「環境報告原則」を制定しました。これは、環境経営に関して、ステークホルダー(利害関係者)の皆様の判断に役立つ情報を提供するための原則をまとめたものです。環境報告については、公的な原則や定まった用語が確立していないため、企業会計原則を参考にしています。

- 1.環境報告は、企業の環境経営の状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)
- 2.環境報告は、すべての環境経営活動の結果を公正に表示しなければならない。(注2)
- 3.環境報告は、利害関係者に対し必要な事実を明瞭に表示し、企業が環境に与える負荷に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注3、注4)
- 4.環境報告は、基礎データの処理の原則および手続き並びに表示の方法を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注5)

注1. ここで企業とは、報告の範囲やレベルに応じて、グループ全体、個々のグループ構成企業およびこれらのサイトを含むものとする。

注2. 情報を恣意的に選別してネガティブ情報の開示を避けることは、すべての情報公正に表示することには当たらない。

注3. 企業が行う環境リスクマネジメントの状況は、利害関係者の判断に影響を与える情報に含まれる。

注4. 報告書には、報告書を作成する日までに発生した重要な環境後発事象を記載する。環境後発事象とは、報告期間末日後に発生した事象で、次期以後の企業の環境経営の状況に影響を及ぼすものをいう。

重要な環境後発事象の例としては、次のようなものがある。

イ 環境汚染などによる重大な損害の発生

ロ 多額の環境関連投資の実施または計画の発表

ハ 環境に関する重要な営業の譲渡または譲受

ニ 環境に関する重要な係争事件の発生または解決

ホ 重要な環境技術開発の発表

重要な環境後発事象を注記事項として開示することは、企業の将来の環境経営の状況を理解するための補足情報として有用である。

注5. 継続性の変更は、正当な理由がある場合に認められる。正当な理由とは、処理又は表示の変更により環境報告がより合理的になる場合を意味し、企業の大規模な経営方針の変更、事業の再編、急激な技術革新、関連法令・基準の改廃などがある。